



定額減税補足給付金(不足額給付金)を支給

対象者へ「支給のお知らせ」か「確認書」を送付。申し立てが必要な方もいます



詳細

昨年度実施した、定額減税補足給付金(調整給付金)が支給されていない方、支給額に不足があった方を対象に給付金を支給します。

専用コールセンター

☎050-3352-2002

毎日9～18時。10月以降は平日のみ

●支給対象者

令和7年度個人住民税の課税対象※の方のうち、以下のいずれかに該当する方 ※原則、令和7年1月1日時点で本市に住居登録がある方

対象者1

令和6年分所得税額や定額減税の実績額などが確定した後に、本来支給すべき額(調整給付所要額)と昨年度実施した調整給付金の額(当初調整給付額※)に差額が生じた方

※国が提供する算定ツールを用いて、令和6年度分個人住民税の課税状況から推計

対象となる可能性がある方の例

- ・令和6年中の収入が、令和5年中の収入を下回った方
- ・令和6年中に子どもが産まれた方 など

対象者2

支給要件①～③を全て満たす方

- ①令和6年分所得税額と令和6年度分個人住民税所得割額が0円
- ②税制度上、扶養親族に該当しない
※親族が経営する事業に従事している方(青色・白色事業専従者)や、合計所得金額が48万円を超える方が対象
- ③令和5・6年度の低所得者世帯などへの給付金の支給対象(支給対象世帯の世帯主や世帯員、または支給対象者)ではなかった

●支給額

対象者1の方 ①本来支給すべき額(調整給付所要額) - ②昨年度実施した調整給付金の額(当初調整給付額)

①

AとBの合算額を1万円単位で切り上げ

A 定額減税できる額(所得税:3万円×減税対象人数※1) - 令和6年分確定所得税額※2

B 定額減税できる額(住民税:1万円×減税対象人数※1) - 令和6年度分個人住民税所得割額

※1 本人+減税対象配偶者+扶養親族(16歳未満を含む)。減税対象配偶者と扶養親族は国外居住者を除く

※2 国が提供する算定ツールを用いて、原則として、令和7年度分個人住民税の課税状況から推計

②

調整給付金を支給した時の「支給のお知らせ」や「確認書」で確認できません※3

※3 令和6年中に本市以外の自治体から転入した方は、転入元の自治体へご確認を

対象者2の方 4万円 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

●支給までの手続きや支給時期など

| | 送付書類と申請方法 | 支給時期 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度実施した調整給付金が口座振込された方 ・マイナポータルに公金受取口座を登録している方 ※口座の登録や変更の時期によって、最新の登録情報が反映されない場合があります | 対象の方へ、8/4(月)までに「支給のお知らせ」を送付。記載されている口座への振り込みを希望する場合は手続き不要。振込口座を変更する場合は、8/17(日)までに専用コールセンターへ連絡の上、手続きが必要 | 8/26(火)～28(木) ※振込口座を変更する場合は、支給が遅くなります |
| 上記以外の方 | 8/5(火)から順次「確認書」を送付。10/31(金)(消印有効)までに返送が必要 | 確認書返送後、1カ月程度で支給 |

申し立てが必要な方がいます！

国が提供する算定ツールで算定した所得税額と、実際の所得税額に隔たりがあるなど、支給額に不足があると思われる場合は、不足額給付金の再算定を申し立てできます。専用コールセンターへ連絡した後に発送される申立書に、確定申告書、給与や年金の源泉徴収票などを添付し、9/30(火)(必着)までに返送が必要です。

申し立てが必要な方

- ・「支給のお知らせ」か「確認書」が届いているが、支給額の再算定が必要と思われる方
- ・上記の書類が届いていないが、不足額給付金の対象と思われる方

申し立てが必要な可能性がある方の例

- ・住宅ローン控除を適用し、所得税に残額がある方
- ・令和6年中に本市以外の自治体から転入した方 など